総　務　規　程

（総　則）

第１条　本規程は，本学会の会務に関する全般的事項，および他に属せざる事項など，総務に関わる事項について定める。

（本学会の組織）

第２条　本学会の組織は，理事会および総会からなる２つの会議，５つの部門，９つの支部から構成される。

これらの下部組織等も含めた組織および会議体編成図を，付１に示す。

（会員等）

第３条　前条の部門あるいは支部に属する会員等は，次のように定める。

(1)　各部門の部門誌購読の登録会員を，その部門に属する会員という。複数の部門の部門誌を購読する者は，それぞれの部門に属する会員となる。

(2)　その支部地域内に連絡先を有する会員を，その支部に属する会員という。

(3)　正員等それぞれの会員種別については，1，2項において，「会員」をそれぞれの該当する会員種別に読み替えるものとする。

（本学会の組織・活動・運営に係わる規則）

第４条　本学会の活動・運営は，定款，細則および規程類に準拠して行う。

（総務の業務）

第５条　総務の主な業務は，次に関する事項とする。

(1)　事業計画，事業報告の策定

(2)　理事会，総会の運営

……それぞれの「運営要綱」に詳細を定める。

(3)　役員等の選出

……「役員の選出規程」，「部門共通規程」，「支部共通規程」等に詳細を定める。

(4)　名誉員の推薦，本学会の表彰，外部団体の表彰への推薦など

……「名誉員の推薦規程細目」に詳細を定める。

……「表彰規程」に詳細を定める。

……「外部団体への表彰推薦の手引き」に詳細を定める。

(5)　他機関および各国との契約，折衝，交流

……「協定に基づく外国学会との交流規程細目」に詳細を定める。

……「国際会議規程細目」に詳細を定める。

……「１００周年記念基金国際交流助成規程細目」に詳細を定める。

(6)　広報・広聴，会員拡大，会員サービス

……「学会活動推進員規程細目」に詳細を定める。

……「会員の知識・経験流通サービス規程細目」に詳細を定める。

(7)　組織，組織間の問題の調整

(8)　規程類，文書類の管理

……「規程類管理規程」に詳細を定める。

……「文書保存管理規程細目」に詳細を定める。

(9)　事務局の運営管理

……「事務局の運営管理規程細目」に詳細を定める。

(10)　その他，他に属せざる事項

……「物故者に対する弔意の手引き」に詳細を定める。

（所　管）
第６条　総務に関する主要な事項の審議調整は，理事会の下部会議体である総務会議があたる。

（付則）
1.　平成３年３月 26 日，理事会において承認制定。
2.　平成３年５月 24 日より施行。
3.　平成 10 年５月 21 日，理事会において一部改正。
4.　平成 16 年３月３日，理事会において一部改正。
5.　平成 17 年４月 21 日，理事会において一部改正。
6.　平成 24 年７月 27 日，理事会において一部改正。
7.　令和２年３月６日，理事会において一部改正。